人員及び設備に関する基準について　【訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護】

1. **人員に関する基準の概要**

**【訪問入浴介護又は訪問入浴介護と介護予防訪問入浴介護を同時に実施する場合】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 資格要件 | 配置基準概要 |
| 管理者 | なし | 専らその職務に従事する常勤の者１名 |
| 看護職員 | 看護師、准看護師 | １以上 |
| 介護職員 | なし | ２以上 |
| ※看護職員、介護職員のうち１名以上は常勤の者であること | | |

**【介護予防訪問入浴介護のみを実施する場合】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 職種 | 資格要件 | 配置基準 |
| 管理者 | なし | 専らその職務に従事する常勤の者１名 |
| 看護職員 | 看護師、准看護師 | １以上 |
| 介護職員 | なし | １以上 |
| ※看護職員、介護職員のうち１人以上は常勤の者であること | | |

【注】

１　「常勤」とは、当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）に達していることをいうものである。ただし、母性健康管理措置又は育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置が講じられている者については、利用者の処遇に支障がない体制が事業所として整っている場合は、例外的に常勤の従業者が勤務すべき時間数を 30 時間として取り扱うことを可能とする。

また、人員基準において常勤要件が設けられている場合、従事者が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条に規定する休業（以下「産前産後休業」という。）、母性健康管理措置、育児・介護休業法第２条第１号に規定する育児休業（以下「育児休業」という。）、同条第２号に規定する介護休業（以下「介護休業」という。）、同法第 23 条第２項の育児休業に関する制度に準ずる措置又は同法第 24 条第１項（第２号に係る部分に限る。） の規定により同項第２号に規定する育児休業に関する制度に準じて講ずる措置による休業（以下「育児休業に準ずる休業」という。）を取得中の期間において、当該人員基準において求められる資質を有する複数の非常勤の従事者を常勤の従業者の員数に換算することにより、人員基準を満たすことが可能であることとする。

２　「常勤換算」とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32 時間を下回る場合は 32 時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいうものである。

なお、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関す法律（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第１項に規定する措置（以下「母性健康管理措置」という。）又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）第 23 条第１項、同条第３項又は同法第 24 条に規定する所定労働時間の短縮等の措置（以下「育児及び介護のための所定労働時間の短縮等の措置」という。）が講じられている場合、30 時間以上の勤務で、常勤換算方法での計算に当たり、常勤の従業者が勤務すべき時間数を満たしたものとし、１として取り扱うことを可能とする。

３　「専ら従事する」とは、原則として当該事業における勤務時間を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいう。

**（２）設備に関する基準の概要**

|  |  |
| --- | --- |
| 設備 | 基準概要 |
| 事業の運営を行うために必要な広さの専用の区画 | ・専用の事務室を設けることが望ましい（他の事業の用に供するものと明確に区分される場合は、他の事業と同一の事務室も可）  ・相談スペース  ・浴槽等の備品・設備等を保管するために必要なスペース（駐車スペース等） |
| 必要な設備・備品 | ・訪問入浴介護・介護予防訪問入浴事業を実施するために必要な  設備・備品  ・手指を洗浄するための設備等感染症予防のための設備、備品  ・訪問入浴介護に必要な浴槽（身体の不自由な者が入浴するのに適したもの）  ・訪問入浴車（入浴設備を備えたもの） |
| 【注】  ・事務室については、職員、設備備品が収容できる広さを確保してください。  ・相談スペース（相談室）については、遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮したものにしてください。 | |

**【人員基準等について】**

**○居宅サービス、介護予防サービス、居宅介護支援、地域密着型サービス、地域密着型介護予防サービスにおける人員基準等について、詳しくは大阪府条例、市町村条例及び厚生労働省令等をご参照ください。**

**【厚生労働省令等<参考>】**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 基準 | 解釈通知 |
| 居宅 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年 厚生省令第37号） | 指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について(平成11年 老企第25号) |
| 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  （平成18年厚生労働省令第35号） |
| 居宅介護支援 | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準  （平成11年 厚生省令第38号） | 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年 老企第22号） |
| 地域密着 | 指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省第34号） | 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について  （平成18年 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号） |
| 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  （平成18年 厚生労働省令第36号） |